鎌倉市総合計画審議会規則

(趣旨)

第1条 この規則は、鎌倉市総合計画条例(平成24年6月条例第1号)により 設置された鎌倉市総合計画審議会(以下「審議会」という。)の組織及び運 営に関し、必要な事項を定めるものとする。

(会長)

- 第2条 審議会に会長を置き、委員の互選によってこれを定める。
- 2 会長は、審議会を代表し、会務を総理する。
- 3 会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、会長があらかじめ指名す る委員がその職務を代理する。

(会議)

- 第3条 審議会の会議(以下「会議」という。)は、会長が招集し、その議長となる。
- 2 会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。
- 3 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(意見の聴取)

第4条 審議会は、その所掌事務について必要があると認めるときは、委員以外の者の出席を求め、その意見を聴くことができる。

(幹事)

- 第5条 審議会に幹事若干人を置く。
- 2 幹事は、市職員のうちから市長が任命し、審議会の所掌事務について、委 員を補佐する。

(庶務)

第6条 審議会の庶務は、この審議会の所掌事務を所管する課等において処理 する。

(その他の事項)

第7条 この規則に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会 長が審議会に諮って定める。

付 則

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

(総合計画審議会条例施行規則の廃止)

2 鎌倉市総合計画審議会条例施行規則(昭和41年10月規則第31号)は、廃止